

## 配偶者控除見直し論議、始まる

発表日：2014年4月14日（月）

～さらに分厚い“130万円の壁”～

 第一生命経済研究所 経済調査部  
 担当 エコノミスト 星野 卓也

[TEL:03-5221-4547](tel:03-5221-4547)

(要旨)

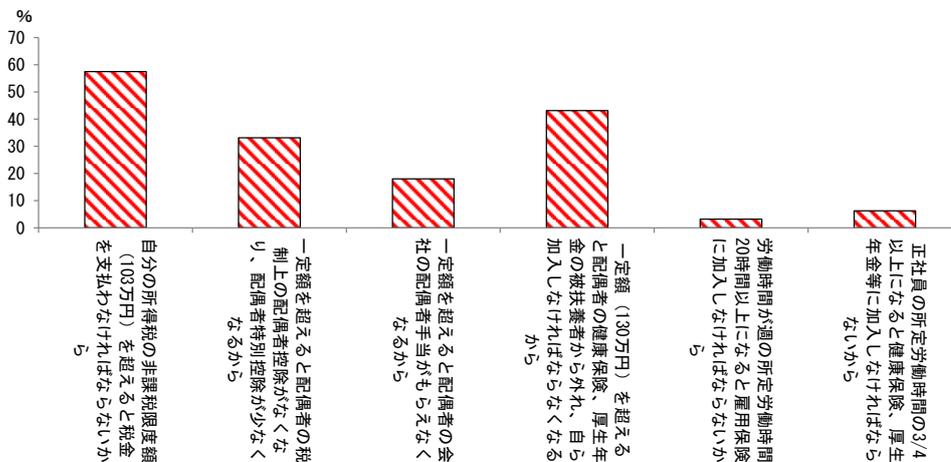
- 本日の政府税制調査会において、配偶者控除の見直しに関する議論が始まった。配偶者控除は配偶者の収入が103万円に満たない場合に主たる生計者の所得控除を行うものである。これが逆に103万円以上の所得が生じないよう、配偶者が就業調整を行うインセンティブになるとされる。
- 配偶者控除制度の見直しは改革の序の口でしかない。本丸は社会保険料負担が生じ始める“130万円の壁”だ。本年に行われる公的年金財政検証では、短時間労働者にも年金適用者の範囲を広げた場合の試算を公表する予定であり、これがこの「壁」を取り払うための布石となることが予想される。社会保障制度改革に進展がみられそうだ。
- 現在の税・社会保障制度が短時間労働者の就業を一定程度阻害していることは確かであり、この見直しは進めていくことが必要だろう。但し、根本的な処方箋は、保育所や介護施設の充実などを含めた、働きやすい環境を支援する政策だ。これを税・社会保障制度改革と並行して進めることが欠かせない。

### ○見直し気運が高まる配偶者控除

配偶者控除の見直し論議がはじまった。配偶者控除は、所得103万円未満の配偶者がいる場合に課税所得を控除、所得税を減額する制度だ。これには所得要件が存在するため、控除を受けるために配偶者が就業調整を行う（給与所得を減らす）インセンティブが生じうる。これが配偶者の就業を抑制している（“103万円の壁”と呼ばれる）のではないかと、との指摘が旧来からある。実際に厚生労働省の調査をみても、配偶者控除の適用除外となることが、パートタイム労働者が就業調整を行う理由として挙げられている（資料1）。

本日の税制調査会では、現在の配偶者控除制度に関する政府担当者による説明が行われた。また、今後の税調において、制度の見直しを検討することが確認された（次回は5月上旬に開催予定）。

資料1. 就業調整をするパートの理由別割合（複数回答、配偶者あり）



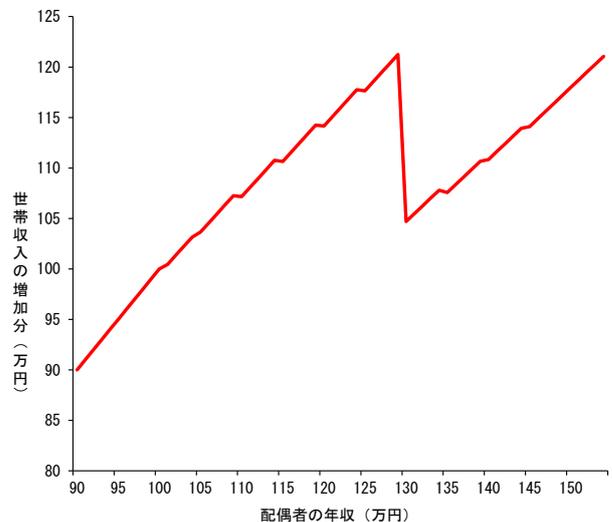
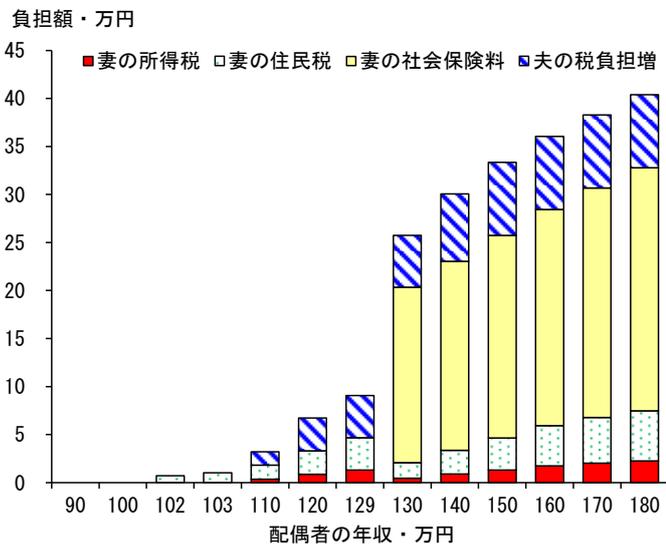
(出所) 厚生労働省「パートタイム労働者実態調査(2011年)」

## ○本当に分厚いのは“130万円の壁”

今後、労働力不足の深刻化が予想される日本において、多くの労働力を確保するためにも“働く税負担が生じる”ことになる現行の配偶者控除制度は見直されるべきであろう。もっとも、配偶者控除の見直しは改革の序の口でしかない点には注意が必要だ。現行制度においては、配偶者控除の不適用によって主たる生計者（以下、説明のため夫とするが、控除制度に男女の区別は無い。）の税負担額が増す“103万円の壁”に加え、“130万円の壁”が存在する。これは、配偶者（以下、妻とする）の年収が130万円以上の場合、夫の社会保険の扶養から外れる（社会保険料を負担する必要が生じる）ことに起因するものだ。資料2は、妻の年収別に税・社会保障負担額を試算したものであるが、年収が130万円を超えると社会保険料によって負担額が急増することがわかる。年収が103万円を超過し、配偶者控除不適用によって夫の税負担が増えた場合でも、配偶者特別控除の適用対象となることもあり、年収増加分が負担増加分を上回る。一方、130万円を超えた場合には社会保険料負担が年収の増分を超過することになるため、世帯収入は明確に減少することになる（資料3）。制度改革の本丸は“103万円の壁”よりも遥かに厚い“130万円の壁”にある<sup>1</sup>。

資料2. 配偶者の年収別・税社会保障負担増加額

資料3. 配偶者の年収別・世帯収入増加額



(出所) 国税庁資料等をもとに第一生命経済研究所作成。

(注) “夫の税負担増”は、妻が働いていない場合との差分。夫（主たる生計者）の年収は600万円。住民税は東京23区の制度をもとに計算。妻（配偶者）は年収が130万円を上回った場合、健康保険（協会けんぽ）、厚生年金、雇用保険に加入すると仮定し、現行の料率を適用して試算している。

## ○就業促進は複合的な政策で

今年は、5年に1度の公的年金財政検証<sup>2</sup>が行われ、結果公表後には年金制度改革の議論が進むことが予想される。この議論にあたる社会保障審議会年金部会では、この130万円の壁を取り払うべく、第3号被保険者制度の廃止なども既に議論の俎上に上っているようだ。財政検証では、短時間労働者にも年金適用範囲を広げた場合の試算を公表する予定であるが、これも改革を進めるための布石になることが予想される。2014

<sup>1</sup> なお、2012年8月の法改正により、2016年10月から従業員501人以上の企業を対象に、年収106万円以上の短時間労働者に厚生年金の加入義務が生じる。対象企業における「130万円の壁」は、「106万円の壁」になる。

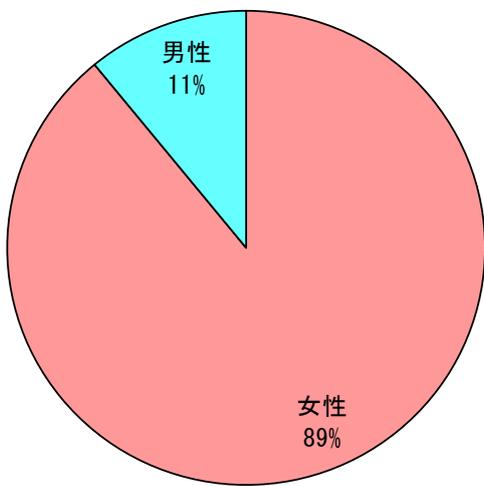
<sup>2</sup> 財政検証の注目点などについては、弊著 Economic Trends 「どうなる？財政検証～5年に1度の年金制度の健康診断～(2014年4月3日)」にてまとめています。

年は社会保障制度改革に進展がみられそうである。

ただし、就業を抑制しているものは配偶者控除や第3号被保険者制度だけではない。厚生労働省の「パートタイム労働者実態調査（2011年）」で、パート労働者の大半を占める女性がパート労働を選択した理由をみると、配偶者控除等を理由に就業調整を行っているのは女性パート労働者のうちおよそ2割ほどである。控除制度の存在が就業を阻害する“主因”とまでは言い難い。同調査では、育児や介護との両立が必要なことなどが、女性パート労働者が短時間雇用を選択する理由として挙げられている（資料5）。

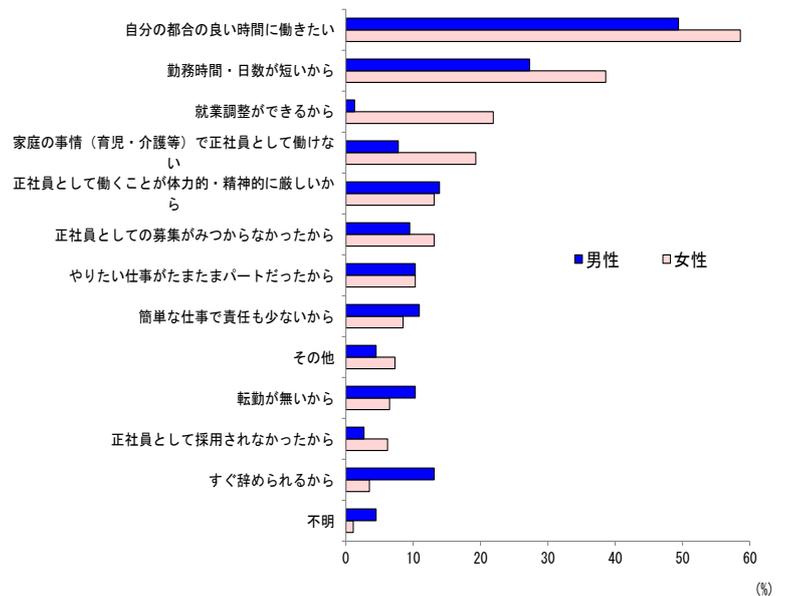
現在の税・社会保障制度が就業を一定程度阻害していることは確かであり、この見直しは進めていくべきだろう。しかし、就業拡大のための根本的な処方箋は、保育所や介護施設の充実などを含めた、働きやすい環境づくりを支援する政策だ。これを税・社会保障制度の改革と並行して進めることが欠かせない。就業促進は複合的な政策で臨むことが求められる。

資料4. パート労働者男女比率（2013 暦年）



(出所) 総務省「労働力調査」

資料5. パート雇用を選択した理由（複数回答）



(出所) 厚生労働省「パートタイム労働者実態調査（2011年）」

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。